

○関西大学学生懲戒処分規程

平成19年 5 月10日

制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、関西大学学則第40条、関西大学大学院学則第85条、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第51条、関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第51条及び関西大学留学生別科規程第26条に規定する学生の懲戒処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「学生」とは、関西大学（以下「本学」という。）に在籍する学部学生、大学院学生、留学生別科の学生及び科目等履修生等をいう。

2 この規程において「学部等」とは、学部及び研究科をいう。

3 この規程において「学部長等」とは、学部長及び研究科長をいう。

4 この規程において「教授会等」とは、学部、法務研究科及び会計研究科の教授会並びに研究科委員会をいう。

5 前3項の規定にかかわらず、関西大学留学生別科規程第26条に規定する学生の懲戒処分の場合は、「学部等」を「留学生別科」と、「学部長等」を「国際教育センター長」と、「教授会等」を「国際教育センター委員会」と読み替える。

第2章 懲戒事由及び懲戒処分の種類

(懲戒事由)

第3条 懲戒処分は、次の各号のいずれかに該当する学生の本分に反する行為をなした者（以下「処分対象者」という。）について行うことができる。

- (1) 犯罪行為
- (2) 著しく人権を侵害する行為
- (3) 本学の規程に反する行為
- (4) その他著しく社会的に非難されるべき行為

(懲戒処分の種類)

第4条 懲戒処分の種類は、次のとおりとする。

- (1) 譴責 大学の教育的意思表示として書面により戒めるもの
- (2) 停学 登校を停止し、自宅での謹慎を命じるもの
- (3) 退学 本学学生としての身分を剥奪するもの

(譴責)

第5条 譴責は、学部長等が行う。

(停学)

第6条 停学は、無期停学又は6カ月未満の有期停学とする。

- 2 停学期間は、在学期間を含め、修業年限に含めないものとする。ただし、停学期間が2カ月未満の短期の場合は、この間の教育指導に基づき修業年限に算入することができる。
- 3 停学期間の開始日は、教授会等が決定した日とする。
- 4 停学期間中は、授業等への出席を停止するほか、課外活動等への参加、大学施設の使用を禁止する。ただし、学部長等が教育指導上必要と認めたときは、この限りでない。
- 5 学部長等は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度、学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると認めるときは、学長と協議の上、教授会等の議を経て、処分を解除できる。
- 6 無期停学の解除は、処分の開始日から6カ月以上経過しなければ行うことができない。

(退学)

第7条 退学は、関西大学学則第41条、関西大学大学院学則第85条第3項、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第51条第3項、関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第51条第3項及び関西大学留学生別科第27条に掲げる者について行う。

- 2 学部長等は、処分対象者から、懲戒処分の決定前に自主退学の申出があった場合、懲戒処分が決定するまでこの申出を受理してはならない。
- 3 懲戒処分の決定後に自主退学の申出があった場合でも、懲戒処分の内容が退学であったときは、関西大学学則第40条、関西大学大学院学則第85条第2項、関西大学法務研究科（法科大学院）学則第51条第2項、関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第51条第2項及び関西大学留学生別科規程第26条の規定による退学とし、本学の全ての学部等への再入学を認めないものとする。

(謹慎の措置)

第8条 学部長等は、学生の行為が明らかに懲戒処分に該当すると判断した場合は、懲戒処分決定前に、2カ月を超えない範囲で、当該学生に対し、謹慎を命ずることができる。

- 2 前項の謹慎期間中は、第6条第4項の規定を準用する。
- 3 謹慎期間は、停学期間に算入することができるものとする。

第3章 懲戒処分手続

(懲戒処分手続)

第9条 学部長等は、懲戒事由に当たる行為があったことを知り得たときは、遅滞なく事実確認及び当該学生に対する事情聴取を行い、懲戒処分が相当と判断した場合は、学長と協議の上、次項に従って、懲戒処分手続を選択する。

- 2 懲戒処分手続は、単独の学部等の学生が関与する懲戒処分対象行為については、当該学生の所属学部等の教授会等が事案を調査の上、審議、決定し、複数の学部等の学生が関与

している事案については、第11条の懲戒調査委員会が事案を調査し、処分に理由及び必要性があると判断した場合には、処分内容を提案し、その後、関係学部等の教授会等において処分を審議、決定する。

- 3 学部等における事実確認、事情聴取に基づく懲戒対象行為の認定手続は、当該学部等で定める手続に従い、学部長等の責任において適正に行う。
- 4 学部等が懲戒対象行為に関する事実認定及び事情聴取を行うに当たっては、事前に当該学生に被疑事実の要旨を告知し、口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が心身の故障、身柄の拘束、長期の旅行その他の事由により口頭による弁明ができないときは、文書をもって代えることができる。
- 5 調査に際し、学生に事情聴取を行う場合は、学生の要請があれば、学生を補佐する教員等を同席させることができる。
- 6 第3条に定める懲戒事由のうちハラスメントに該当する懲戒処分手続に係る事実関係の調査等は、関西大学ハラスメント防止に関する規程に定める手続によるものとする。

(逮捕・勾留された場合等の処分手続)

第10条 学部長等は、次の各号のいずれかに当たり、迅速な処分が必要と判断される場合には、事情聴取の手続を経ずに、懲戒処分手続を進めることができる。

- (1) 学生が逮捕・勾留され、学生の身柄拘束が長期に及び接見不可能な場合
- (2) 学生が逃走中又は所在不明の場合
- (3) 被疑事実が重大かつ明白であり、当該学生が罪状を認めている場合

第4章 複数の学部等に係る処分手続

(懲戒調査委員会の設置)

第11条 複数の学部等の学生が関与している懲戒対象行為については、当該学部長等からの要請により、学長は、速やかに懲戒調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、次の者をもって構成する。
 - (1) 副学長のうち1名
 - (2) 学生センター所長
 - (3) 学長が指名する教育職員5名（両性で構成する。）
- 3 委員会に委員長を置き、前項第1号に規定する者をもって充てる。
- 4 委員に欠員が生じたときは、学長は、速やかに後任の委員を補充しなければならない。
- 5 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 6 委員会は、全委員の出席をもって成立し、議事は5名以上の委員の賛同をもって決する。
- 7 委員長は、必要がある場合には、委員会の承認を得た上で、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 委員会は、懲戒事由に該当する行為の内容、結果、影響等を総合的に検討し、1カ月以

内に調査を完了し、その調査内容を処分の提案を添えて学長に文書で報告しなければならない。ただし、特段の事由が生じた場合は、更に1カ月延長することができる。

- 9 その他懲戒処分手続については、第9条第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において、「学部等」は「委員会」に読み替える。

(懲戒処分の決定)

第12条 学長は、委員会から調査結果の報告を受けたときは、直ちに当該学部長等に、報告書を添付の上、文書で伝達するものとする。

- 2 学長からの伝達を受けた学部長等は、委員会から必要な資料を引き継いだ上、教授会等における審議に付し、教授会等は、報告書に基づき、懲戒処分を決定する。この場合において、学部等の教授会等における審議の際には、第9条第4項及び第5項の手続を省略することができる。

第5章 不服申立手続

(不服申立手続)

第13条 懲戒処分を受けた学生は、処分の通知を受けた日から30日以内にその処分に対する不服申立てをすることができる。

- 2 不服申立書には、不服理由を記載して、処分をした教授会等に提出する。
- 3 教授会等は、処分の理由を示す資料、教授会議事録とともに、不服申立書を不服審査委員会に送付する。
- 4 不服審査委員会は、次の者をもって構成する。
- (1) 副学長（第11条第2項第1号に規定する副学長を除く。）
 - (2) 学長が指名する弁護士1名
 - (3) 学長が指名する教育職員で、懲戒処分を受けた学生の所属する学部等に属しない者2名（両性で構成する。）
- 5 不服審査委員会は副学長が委員長を務め、議事は多数決で決する。
- 6 不服審査委員会は、教授会等から提出された資料のほか、必要に応じ事実を調査することができる。
- 7 不服申立てをした学生は、自ら意見を述べ、又は資料を提出することができる。ただし、本人が出席できないなど特別の事情がある場合は、代理人をたてることができる。
- 8 不服審査委員会は、処分を相当とする場合は、不服申立てを却下し、処分が相当でないとする場合は処分を取り消し、又は変更する。この場合において、不服審査委員会は、懲戒処分を重く変更することができない。
- 9 前項の決定は、不服申立人に通知したときに効力を生じる。

第6章 処分の通知及び告示

(懲戒処分の通知及び告示)

第14条 学部長等は、懲戒処分を決定したときは、原則として、懲戒の原因たる事実、決定された処分の内容及びその理由を記載した文書を作成し、被処分者に通知し、これを告示する。

2 成績証明書その他の学生の修学状況に関する文書には、原則として懲戒処分を受けた旨の記載は行わないものとする。

第7章 守秘義務

(守秘義務)

第15条 懲戒処分手続に関与した者は、任期中及び退任後、学生の名誉とプライバシーを侵害することのないよう、慎重に行動するとともに、任務において知り得た事項を、正当な理由なく他に漏らしたり、私事に利用してはならない。

第8章 雑則

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、学部等に関しては学部・大学院事務グループ、高槻キャンパス事務グループ、高槻ミューズキャンパス事務グループ、堺キャンパス事務室及び国際プラザグループが、委員会及び不服審査委員会に関しては学長課が行う。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、懲戒処分の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年5月10日から施行する。

(省略)

附 則

この規程（改正）は、2022年4月1日から施行する。